

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約について、千葉県企業局財務規程第165条の3第3項の規定により、次のとおり公表する。

(この公表に係る契約は、令和6年度造成土地管理事業会計予算が令和6年2月議会において可決されることを条件として、同年4月1日に確定させる。)

1 契約の内容

- (1) 事業名：メッセモールトイレ外清掃業務委託
- (2) 内容：メッセモールのトイレ清掃、花壇等の雑草除去及び連絡デッキ等清掃

2 契約の相手方の決定方法

下記3の基準に該当する者が、期限までに有効な見積書を提出し、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であった場合に、契約の相手方とする。

3 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」）第37条に規定されるシルバー人材センターであって、次の条件を満たすこと。

- (1) 千葉市内に拠点を有すること。
- (2) 下記ア、イのとおり予定する日程で、トイレ清掃等の契約内容の業務を履行できる者であること。
 - ア 1日3時間×2人×週2日
毎週月・金で、イを除く計87日間（但し、12月30日は実施しない。）
 - イ 1日2時間×2人×週2日
1～2月の毎週月・金の計16日間（但し、1月3日は実施しない。）
- (3) この随意契約の公表の日から起算して過去1年間に、高年齢者雇用安定法、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」）又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」）に基づく命令等の行政処分を受けていないこと。

- (4) 公益認定法第28条第1項の規定に基づく勧告を受けた者又は整備法第129条第1項の規定に基づく勧告を受けた者にあつては、期限までに勧告に係る措置をとり、報告を行っていること。

4 契約の申込方法

- (1) 方 法：見積書提出による。
- (2) 提 出 先：千葉県千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24
千葉県企業局管理部経理課契約班（企業局幕張庁舎2階）
- (3) 提出期限：令和6年3月27日（水曜日）17時

問合せ先

千葉県企業局管理部経理課契約班

電話番号：043-211-8589

ファックス番号：043-274-9803